

# 令和5年度前期選抜生徒募集要項

福島県立岩瀬農業高等学校

福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地

TEL 0248-62-3145 FAX 0248-92-2051

## 1 募集定員（全日製の課程農業科）

学 科	ヒューマン サービス科	生物生産科	園芸科学科	環境工学科	食品科学科	アグリ ビジネス科
募集定員	40名	40名	40名	40名	40名	40名
特色選抜 募集定員	募集定員の 20%程度	募集定員の 20%程度	募集定員の 20%程度	募集定員の 20%程度	募集定員の 20%程度	募集定員の 20%程度
一般選抜 募集定員	各学科とも、募集定員から特色選抜において合格と判定された人数を除く数とする。					

なお、通学区域は県下一円とする。

## 2 出願資格

前期選抜において本校に入学を出願することのできる者は、次の（１）、（２）のいずれかに該当する者とする。

- （１） 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- （２） 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

## 3 出願手続き

### （１） 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### （２） 併願の取扱い

- ① 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- ② 特色選抜の出願は、本校1学科とし、第二志望は認めない。
- ③ 一般選抜の出願は、本校の学科間において第二志望までの併願を認める。

### （３） 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封

の上、令和5年2月8日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(4) 願書受付

① 出願書類の受付完了と同時に、受験番号を記入した受験票(様式統一1号の2)及び入学検定料納付済証明書(様式統一1号の3)を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

② 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

ア 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

イ 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

(5) 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日(木)から2月13日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

① 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(様式前期3号の1)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

ア 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(様式前期3号の2)を在学(出身)中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

イ 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(様式前期4号の1及び前期4号の2)を交付する。

ウ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

③ 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

④ 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

⑤ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(6) 出願の取消し

① 中学校卒業生及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

② 上記①以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

③ 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

#### 4 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することがあるので本校に問い合わせる。なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記（1）以外の者

① 入学願書（上記（1）①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（上記（1）③に同じ）

③ 健康診断書（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがあるので本校に問い合わせる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

## 5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。  
郵送の場合には、令和5年2月15日(水)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 6 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

#### 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

〈スクール・ミッション〉

「岩農■グローバル・アクション ～福島から世界へ広がる 新しい学び～」

- ・福島（地域）から広がる新しい学び
- ・世界を学びのフィールドとする新しい学び
- ・SDGsに対応する新しい学び
- ・生徒の夢を実現させる新しい学び

〈スクール・ポリシー〉（育成を目指す資質・能力に関する方針）

- ・グローバルな視点を持ち、課題解決に取り組む行動力
- ・生命を慈しむ態度や他人を思いやる豊かな人間性
- ・進路実現に必要な学力及びコミュニケーション能力

### 【入学者の受け入れに関する方針】

本校の〈スクール・ミッション〉及び〈スクール・ポリシー〉を理解し、基本的な生活習慣や正しい規範意識が身につけており、高校生活のあらゆる場面でリーダーシップを発揮できるとともに、次のうちいずれかを満たす生徒を求めている。

**A 型** 高校卒業後、本校の各学科の専門性を生かして進学する明確な目標を持ち、その実現に対して努力を惜しまない生徒。

**B 型** 中学校で部活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も本校のいずれかの部活動（下表）に3年間継続して取り組むことができる生徒。

※中学校時代の部活動と本校入学後に入部したい部活動が異なってもよい。

柔道部	剣道部	バレーボール部	バスケットボール部
ソフトテニス部	卓球部	野球部（男子のみ）	陸上競技部
サッカー部（男子のみ）	弓道部	馬術競技部	テニス（硬式）部
バドミントン部	合唱部	吹奏楽部	

#### ① 学力検査

志願者全員に学力検査を実施する。実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

#### ② 特色選抜志願理由書

志願してほしい生徒像【入学者の受け入れに関する方針】の志願形態（A型・B型）に基づき、志望の動機・理由及び将来への抱負、高校生活で特に意欲的に取り組みたいことについて本人が記入する。

#### ③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

#### ④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自ら考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。特色面接については、点数化し、50点満点とする。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

#### ⑤ 特色検査

プレゼンテーションを実施する。

ア 志願してほしい生徒像【入学者の受け入れに関する方針】の志願形態（A型・B型）に沿って、「中学校で力を入れて取り組んできたことと高校で頑張りたいこと」について、プレゼンテーションをする。（5分程度）

イ プレゼンテーションした内容に対する質疑に答える。

原則として、プレゼンテーションをする際は、資料（データの入っているパソコン・タブレット・模造紙・スケッチブック等）を持ち込むこと。特色選抜志願理由書に、持ち込む資料を具体的に記入すること。（記入のない資料については、持ち込むことができない。）

特色検査では、本校での学ぶ意欲やスピーチにおける表現力等をみる。特色検査については、150点満点とする。

## (2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績、一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

### ① 学力検査

志願者全員に学力検査を実施する。実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

### ② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

### ③ 一般面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自ら考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については、段階評価する。

ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、一般面接は実施せず、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

### ④ 学力検査と調査書の成績の比重

同等とする。

## 7 学力検査・面接・特色検査の期日、会場及び日程

### (1) 学力検査

① 期 日 令和5年3月3日（金）

② 会 場 福島県立岩瀬農業高等学校

③ 日 程

8:00      8:20      9:00      9:50      10:10      11:00      11:20      12:10      13:10      14:00      14:20      15:10

受 付 (各検査場)	諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
---------------	-----	-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

④ 持 参 物 受験票、上ばき、下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規

⑤ 留意事項 下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。  
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・特色検査、一般面接

① 期 日 令和5年3月6日(月)

② 会 場 福島県立岩瀬農業高等学校

③ 日 程 受 付 8:00 ~ 8:20 (各控室)

諸注意 8:20 ~ 9:00

特色面接・特色検査 9:00 ~ (特色面接・特色検査は連続して実施する。)

一般面接 9:00 ~

④ 持 参 物 受験票、上ばき、下足袋、昼食(必要な場合)

プレゼンテーション資料(特色選抜志願者のみ。特色選抜志願理由書に記載した資料に限る。)

⑤ 留意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 8 合格者発表

(1) 令和5年3月15日(水)正午以降に本校敷地内にて発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。合格者は交付を受ける際、受験票を提示する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 9 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 追検査等の期日、会場及び日程

① 学力検査

ア 期 日 令和5年3月9日(木)

イ 会 場 福島県立岩瀬農業高等学校

ウ 日 程

8:00 8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

受 付 (各検査場)	諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
---------------	-----	-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	-----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

エ 持 参 物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規

オ 留意事項 下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 特色面接・特色検査、一般面接

ア 期 日 令和5年3月10日(金)

イ 会 場 福島県立岩瀬農業高等学校

ウ 日 程 受 付 8:00 ~ 8:20 (各控室)

諸 注 意 8:20 ~ 9:00

特色面接・特色検査 9:00 ~ (特色面接・特色検査は連続して実施する。)

一般面接 9:00 ~

エ 持 参 物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、下足袋

プレゼンテーション資料(特色選抜志願者のみ。特色選抜志願理由書に記載した資料に限る。)

オ 留意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書を添付し、令和5年3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(様式共通14号)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和5年3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

① 令和5年3月3日(金)の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験については、これまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書(様式特例5号)を令和5年3月10日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書(様式特例6号)を交付する。

## 10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（様式特例5号）を令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式特例6号）を交付する。
- (2) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」に出願することができる。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 上記以外の事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (5) 前期選抜について不明な点がある場合には、本校に問い合わせること。